

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

県発注工事における外国人材の取扱いについて

平成 31 年 4 月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 102 号) が施行されたことに伴い、今後、県内建設業者における外国人材の増加が想定されることから、県発注工事においては外国人材を下記のとおり取扱うこととし、簡易型総合評価落札方式における留意事項の改正を行いましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解のうえ、貴会員(組合員)に対する周知をお願いいたします。

記

1 現場代理人、技術者等としての配置について

- (1) 外国人技能実習生については、「外国人材の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成 28 年法律第 89 号) 第 3 条第 2 項に規定される制度の基本理念に照らし、配置を認めない。
- (2) その他の外国人材については、資格要件等を満たす場合に限り配置を認める。

2 総合評価における「若手技術者等の育成」(35 歳未満を現場代理人又は担当技術者として配置する場合)

- (1) 在留期間に制限のある外国人建設就労者及び 1 号特定技能外国人については、評価対象外とする。
- (2) 在留期間の更新に制限のない 2 号特定技能外国人及び身分に基づき在留する者(定住者、永住者、日本人の配偶者等)については、評価対象とする。

		技能実習 1～3号	外国人建設 就労者	特定技能		身分に基づき 在留する者
				1号	2号	
配 置	現場代理人 (副現場代理人)	×	○	○	○	○
	主任(監理) 技術者	×	○	○	○	○
	担当技術者・ 専門技術者	×	○	○	○	○
総合評価 (若手技術者等の育成)		×	×	×	○	○

(問い合わせ先)  
土木部土木管理局土木管理課契約係  
筒井、木戸岡、西谷、安永  
TEL : 089-912-2643 (係直通)

簡易型総合評価落札方式における留意事項（該当箇所のみ抜粋）

(2) 企業の施工能力の評価（施工計画型、実績確認型のみ）

④若手技術者等の育成

評価内容	評価基準	配点
若手技術者等（35歳未満） の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置	5
	35歳未満を担当技術者として配置	4
	30歳未満を現場代理人として配置	2
	35歳未満を現場代理人として配置	1
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事がA等級対象工事の場合に設定します。
- ・開札日において35歳未満の者が加点対象となります。ただし、外国人材については、在留期間の更新に制限のない2号特定技能外国人及び身分に基づき在留する者（定住者、永住者及び日本人の配偶者等）以外は加点対象とはなりません。
- ・担当技術者及び現場代理人の重複配点はありません。
- ・当該工事で配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。